

精神保健福祉資料（630調査）の実施についての声明文

今回、日本精神科病院協会（以下、本協会）では「精神保健福祉資料」（以下、630調査）について、その実施のあり方について憂慮し、担当部局に対し今後630調査の実施にあたっては慎重な取り扱いをするよう申し入れた。

630調査に対しては、本協会では、調査票（患者個票）に入院患者に関する多岐にわたる情報が含まれ、その取扱いによっては、患者個人が特定される等、個人情報保護の観点から問題の多いものであると認識していたところである。

毎日新聞平成30年8月21日朝刊の報道は、まさにわれわれの危惧が現実となったものである。「精神疾患50年入院1773人」と題したその記事は、47都道府県、20政令市に対して情報公開して得られた630調査のデータを基に書かれたものである。記事のなかでは、患者本人の了解を得て取材したと断っているが、その生活史や現病歴等が明らかになる内容が掲載されている。

平成30年度630調査が実施されるにあたって本協会では、厚生労働省担当課に対して、各都道府県・政令市に630調査に係るデータが残っている以上、各都道府県・政令市に対する情報公開請求が行われた場合、患者の個人情報が流出する懸念のあることについて問い合わせていた。その際厚生労働省担当課では、「個々の調査票の内容に関しては、公開を予定せず任意に提出されており、各都道府県・政令市の情報公開条例に照らして、“非公開情報”にあたる」としていた。

しかしながら、本協会において今回の情報公開請求に対する対応について、各都道府県・政令市に対して行った調査においては、各都道府県・政令市の判断によって病名等の極めて個人的な情報が開示された事例もあり、患者の個人情報保護について十分な配慮がなされたとは考えられない内容であった。

本協会としては、今後630調査の実施にあたっては、調査主体である厚生労働省が、患者の個人情報保護に責任を持って調査が行われるよう、その実施方法や調査内容について改善することを求める。患者の個人情報保護について責任を持つ立場の精神科病院としては、必要な措置が行われない場合は、630調査への協力について再検討せざるを得ない。

以上、声明する。

平成30年10月19日

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎

